

# 鳥獣捕獲等許可における 注意事項

鳥獣捕獲等許可にあたり、下記についてご理解とご協力をお願いいたします。

## ①鳥獣捕獲等許可証 返却について

**期間満了後30日以内に許可証を返却してください**

**鳥獣捕獲等許可証の返却は法律で定められています。**  
許可証の報告欄に捕獲場所と数量を記載の上、  
期間満了後30日以内に、森づくり推進課まで、  
ご返却ください。  
※返却方法は郵送または窓口での返却となります。

### 【許可証】

第 1000 号	有効 期間	市区 中心 まで
<b>許 可 証</b> <small>鳥獣の捕獲等又は採取等の許可(第10条)</small>		
福岡市長 印		
住 所		
氏 名		
(個人の場合)		
至密(若しくは)		
秘密(若しくは)		
秘密(若しくは)		
鳥獣等の種類 及び数量		
目 的		
区 域		
方 法		
捕獲等又は採取 等の実施期間		
条 件	許可通知別紙のとおり	

1. この許可証は、捕獲等又は採取等に際しては必ず携帯しなくてはならず、失つた場合は使用できずならない。  
2. この許可証は、国若しくは地方公共団体の職員、警察官又は関係機関や関係団体の職員等の同意の上、又は委託してはならない。  
3. この許可証は、申請を完了した日から30日以内に、交付を受けた市町村長に返納し、かつ、捕獲等又は採取等についての報告をしなければならない。  
4. 返納の際に報告欄に所定事項を記入することにより、鳥獣の保護及び管理並びに関係機関との連携を図るため法律第10条第1項の報告となる。

報 告 欄			
捕獲場所	種類	数	備 考

## ②鳥獣捕獲等許可証 紛失について

**捕獲行為をする際は、必ず許可証を携帯してください。**  
許可証を紛失された場合は、再交付の手続きが必要です。  
速やかに森づくり推進課にご報告ください。

## ③標識設置・見回りについて

わなの標識は、**目立つ場所に掲示**してください。  
また、錯誤捕獲に注意をしてわなを設置し、  
**1日1回以上の見回りを徹底**してください。



その他ご不明点等ございましたら、下記担当までご連絡ください。

福岡市 農林水産局 森づくり推進課 管理調整係  
〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1  
TEL: 092-711-4846 FAX: 092-733-5583  
Email: morizukuri.AFFB@city.fukuoka.lg.jp



▲HPはこちらから